

訪問型サービス（予防給付相当・A型）の基準・報酬について

I. 基本方針

- ・ 予防給付相当サービスについては、国の要綱改定に準じて改定。
- ・ A型サービスについては、訪問介護の基準省令等の改定内容と共通するものはそれに準じて改定。

II. サービスの概要

項目	予防給付相当	本市A型	改定後 (R3年4月～)
サービス内容	身体介護・生活援助	身体介護を含まない生活援助 ※老計第10号の2で規定される生活援助参照	変更なし
サービス提供時間の目安	特に規定なし	特に規定なし ※報酬は45～60分を想定	変更なし
サービス対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、右記の(ア)(イ)に該当する者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、下記(ア)(イ)に該当しない軽度者 (ア) 総合事業開始前からサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース (イ) ケアマネジメントで以下のような訪問介護職員による専門的なサービスが必要と認められるケース ・ 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・ 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者 ・ ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・ 心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ ストーマケアが必要な者等 ※ (イ) についてはあくまで例示である。	変更なし

Ⅲ. 基準・報酬

ア. 予防給付相当サービス

(1) 人員基準

項目	改定前	改定後 (R3年4月～)	改定理由
①管理者	専従常勤	変更なし	
②管理者専従但書	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	変更なし	
③訪問介護員	常勤換算で2.5以上	変更なし	
④訪問介護員の資格要件	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は国が定める生活援助従事者研修修了者	変更なし	
⑤サービス提供責任者	介護福祉士又は介護職員実務者研修終了者等	変更なし	
⑥責任者の配置要件	常勤の訪問介護員のうち利用者 (※) 40人につき1人配置 ※訪問介護と予防給付相当を合算 ※50人につき1人設置の特例あり	変更なし	

(2) 基本報酬

※1単位：7級地単価10.21円を利用。

頻度	利用回数/月	改定前		改定後 (R3年4月～)	
		回	月	回	月
週1回程度	1～4回	267単位	—	268単位	—
	5回	—	1,171単位	—	1,176単位
週2回程度	1～8回	267単位	—	268単位	—
	9回	—	2,342単位	—	2,349単位
週2回超	1～12回	267単位	—	268単位	—
	13～14回	—	3,715単位	—	3,727単位

※令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

なお、算定単位数は支給限度額管理の対象項目である。

(3) 加算・減算

項目	改定前	改定後 (R3年4月～)	改定理由
初回加算	200 単位/月	変更なし	
生活機能向上連携加算 (I)	100 単位/月	変更なし	
生活機能向上連携加算 (II)	200 単位/月	※1 算定条件の変更	国の改定に準ずる
特別地域加算	所定単位数の 15%	変更なし	
中山間地等小規模事業所加算	所定単位数の 10%	変更なし	
中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	変更なし	
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 13.7%	※2 算定条件の変更	国の改定に準ずる
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 10.0%		
介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 5.5%		
介護職員処遇改善加算 (IV)	(III)の 90%加算	※3 令和4年3月まで	国の改定に準ずる
介護職員処遇改善加算 (V)	(III)の 80%加算		
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 6.3%	※4 算定条件の変更	国の改定に準ずる
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 4.2%		
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算	所定単位の 90%	※5 支給限度額管理において、減算前の単位数を用いる	国の改定に準ずる

※1～※5は、指定訪問介護の改正内容と同様。

イ. A型サービス

(1) 人員基準

項目	改定前	改定後 (R3年4月～)	改定理由
①管理者	専従1以上	変更なし	
②管理者専従但書	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	変更なし	
③従事者	常勤換算で1以上必要数	変更なし	
④従事者の資格要件	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、国が定める生活援助従事者研修修了者又は一定の研修受講者	変更なし	
⑤従事者一定の研修	市が定めるカリキュラムに則り、事業所が実施するほか、市主催で2回開催予定	変更なし	
⑥研修時間の目安	15時間程度	変更なし	
⑦訪問事業責任者	介護福祉士又は介護職員実務者研修終了者等	変更なし	
⑧責任者の配置要件	従事者のうち1以上必要数 ※訪問介護と予防給付相当と一体的に運営する場合には訪問介護と相当のみで基準満たす必要	変更なし	

(2) 基本報酬

※1単位：7級地単価10.21円を利用。

		改定前		改定後 (R3年4月～)	
頻度	利用回数/月	回	月	回	月
週1回程度	1～4回	224単位	—	225単位	—
	5回	—	982単位	—	987単位
週2回程度	1～8回	224単位	—	225単位	—
	9回	—	1,964単位	—	1,972単位
週2回超	1～13回	224単位	—	225単位	—
	14回	—	3,114単位	—	3,129単位

※令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

なお、算定単位数は支給限度額管理の対象項目である。

(3) 加算・減算

項目	改定前	改定後 (R3 年 4 月～)	改定理由
初回加算	200 単位/月	変更なし	
生活機能向上連携加算 (I) (II)	実施しない	変更なし	
特別地域加算	基本報酬の 15%	変更なし	
中山間地等小規模事業所加算	所定単位数の 10%	変更なし	
中山間地等居住者へのサービス提供加算	基本報酬の 5%	変更なし	
介護職員処遇改善加算 (I)	基本報酬 及び初回加算の 13.7%	※1 算定条件の変更	国の改定に 準ずる
介護職員処遇改善加算 (II)	基本報酬 及び初回加算の 10.0%		
介護職員処遇改善加算 (III)	基本報酬 及び初回加算の 5.5%		
介護職員処遇改善加算 (IV)	(III) の 90%加算	※2 令和 4 年 3 月まで	国の改定に 準ずる
介護職員処遇改善加算 (V)	(III) の 80%加算		
介護職員等特定処遇改善加算 (I) (II)	実施しない	変更なし	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算	基本報酬の 90%	実施しない	利用者間の 公平性の確保、事業継続の促進

※1、※2は、訪問型予防給付相当サービスと同様。